

第1章

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

第1章では、「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の目的や位置づけについて記載しています。

内容

- 1 計画策定の趣旨・目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

1 計画策定の趣旨・目的

本計画は、地域共生社会の実現を目的に、地域福祉の推進に向けた方向性と取り組むべき内容を示すものです。人と人とのつながりを大切にし、助け合い・支え合える関係づくりを進めながら住民、地域団体、事業者、企業など多様な主体が共働き、地域全体で日常の暮らしを支える仕組みと役割を明確にします。

社会福祉法

(地域福祉の推進)

第四条

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

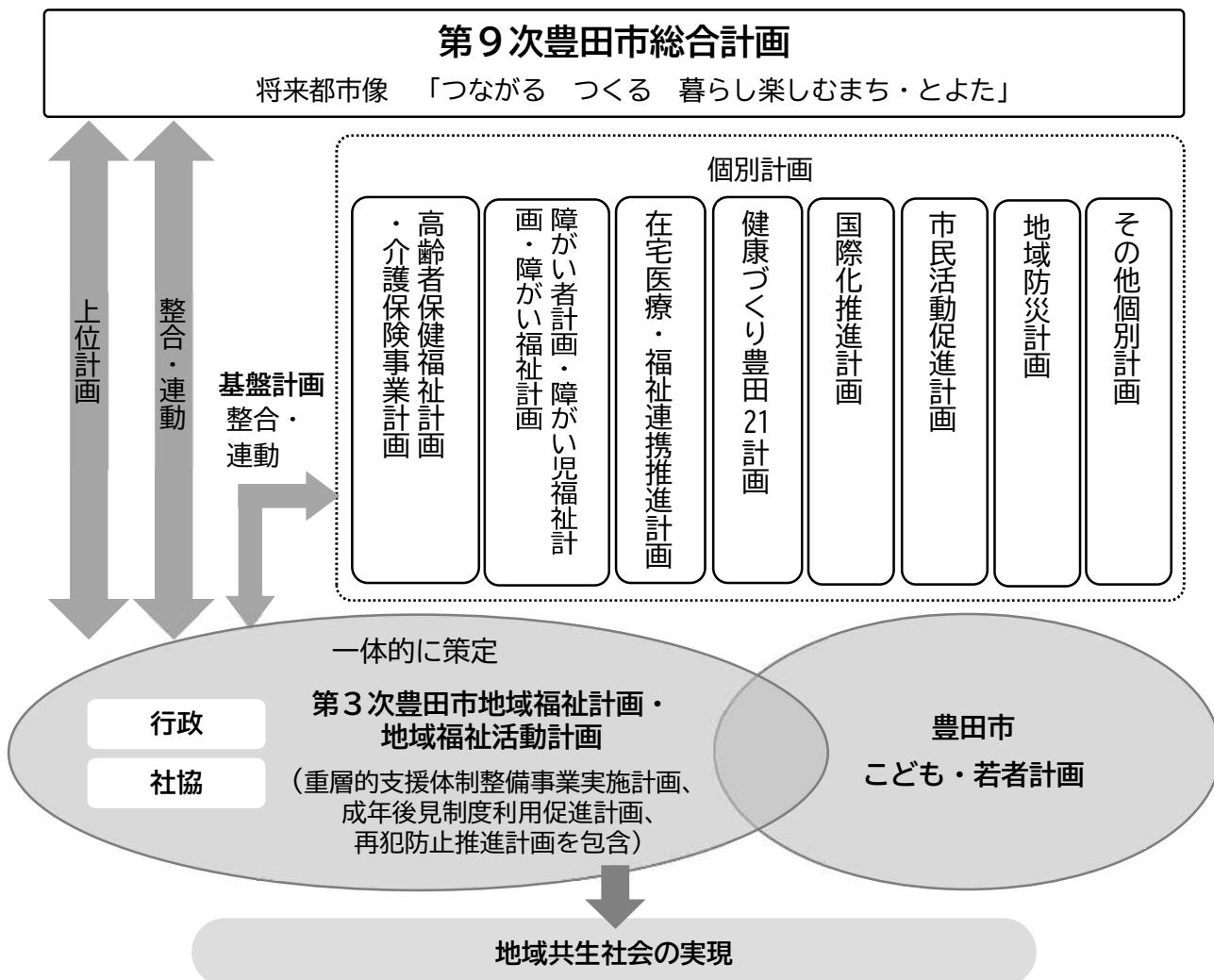
地域福祉とは

地域福祉とは、地域に暮らすすべての人が、年齢や障がいの有無、家庭環境、国籍などにかかわらず、安心して自分らしく生活できるよう、地域の中で支え合い、助け合う仕組みを築いていくことです。一人ひとりが互いを理解し、認め合い、思いやりを持つことで、共に暮らしやすい地域社会が形成されていきます。その輪が広がるほど、地域福祉はより豊かに、力強く進展していきます。

2 計画の位置づけ

- 「豊田市地域福祉計画」は社会福祉法第107条に基づいて行政が策定する市町村地域福祉計画です。
- 「豊田市地域福祉活動計画」は、住民が主役となった地域福祉活動を実践するために豊田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が策定する住民活動計画です。
- 本計画は、行政と社協が連携を図りながら上記の計画を一体的に策定するものです。
- 市政経営の基本である「第9次豊田市総合計画」を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえ、福祉分野の個別計画を横断的につなぐ役割を担う基盤計画として策定しました。また、こども・若者、防災、住生活など、他分野の計画とも連携を図り、地域福祉を推進するための総合的な計画として策定しています。
- さらに、本計画は「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」を包含して策定しています。

【 上位計画・関係計画との関係 】



3 計画の期間

本計画は、2026年度から2031年度までの6年間を計画期間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

(年度)	...	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	
	...	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
豊田市総合計画	第8次			第9次									
豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画	第2次				第3次(6か年)								
豊田市重層的支援体制整備事業実施計画					第1次 (豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含)								
豊田市成年後見制度利用促進計画	第1次				第2次 (豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含)								
豊田市再犯防止推進計画	第1次				第2次 (豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含)								
豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第8期	第9期		第10期			第11期						
豊田市障がい者計画 (豊田市障がい者ライフサポートプラン)	第5次				第6次								
豊田市障がい児福祉計画	第2期	第3期		第4期			第5期						
豊田市障がい福祉計画	第6期	第7期		第8期			第9期						
豊田市在宅医療・福祉連携推進計画	第1次	第2次					第3次						
豊田市子ども総合計画 (豊田市子ども・若者計画)	第3次			第4次				第5次					
健康づくり豊田 21 計画	第三次	第四次					第五次						
豊田市国際化推進計画	第3次				第4次				第5次				
豊田市市民活動促進計画	第4期				第5期				第6期				
豊田市地域防災計画													

4 計画の策定体制

本計画は、「豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」と「地域福祉活動計画策定委員会」が中心となり、検討を行いました。また、アンケートやテーマ別ワークショップ、パブリックコメントの実施など、各過程で市民参画を経て策定しています。

○ 計画策定の流れ

